

## 令和3年度大阪府小児・AYA世代がん患者支援事業補助金について（概要）

### 1 事業目的

がん治療のために入院または退院後復園・復学していない児童等のがん患者支援の充実

### 2 補助対象事業者

都道府県がん診療連携拠点病院、地域がん診療連携拠点病院、小児がん拠点病院、大阪府がん診療拠点病院及び大阪府小児がん拠点病院

※ただし、学習活動等支援事業は小児がん拠点病院及び大阪府小児がん拠点病院を除く

### 3 補助対象となる経費

#### ① 遠隔コミュニケーション環境整備事業

府内の小学校、中学校、義務教育学校、高等学校（府立高等学校を除く）、中等教育学校及び特別支援学校に在籍し、がん治療のため入院又は退院後復学していない児童等が、病院又は自宅にいながら、学校に通う他の児童等とのコミュニケーションを図るために必要な次に掲げる費用

- ・備品購入費

機器購入費（初期セットアップ費用、保守、現地サポート費含む）

- ・役務費

通信費（学校側）

※病院側の通信費、2年目以降に必要となる経費（学校側通信費等）は対象外

#### ② 復園・復学支援事業

がん治療のため入院又は退院後自宅療養を余儀なくされている児童等が円滑に復園・復学できるよう支援するために必要な次に掲げる経費

- ・委託料

院内マニュアル、対象者向けパンフレット作成経費（デザイン料等）

- ・消耗需用費

院内マニュアル等印刷製本費

会議開催経費（資料印刷代等）

#### ③ 学習活動等支援事業

がん治療のため入院している児童等の院内での学習活動及びダイルームで使用する備品・書籍・教材等の購入に要する費用

- ・消耗需用費

教材、図書等購入費

- ・備品購入費

書棚、テーブル、椅子等購入費

### 4 補助基準額

①遠隔コミュニケーション環境整備事業	300千円
②復園・復学支援事業	100千円
③学習活動等支援事業	100千円

5 補助率 10 / 10

6 事業実施期間

内示日から令和4年3月31日まで

※事業期間内に事業完了(検収・支払い等)することが必要です。

7 提出書類

下記書類を郵送及びメールにより健康づくり課までご提出願います。

- ・小児・AYA世代がん患者支援事業計画書の提出について(任意様式)
- ・小児・AYA世代がん患者支援事業計画書
- ・小児・AYA世代がん患者支援事業経費所要額調書及び小児・AYA世代がん患者支援事業経費算出内訳書
- ・見積書
- ・その他参考資料

8 ハートフル条例(大阪府障害者の雇用の促進等と就労の支援に関する条例)

ハートフル条例により、補助金の交付決定を受ける常用労働者43.5人以上の事業主等は、障がい者の雇用状況を報告していただくとともに、法定雇用率未達成の場合は雇入れ計画の提出が必要になります。

詳しくはハートフル条例のリーフレット又は大阪府障がい者雇用促進センターホームページをご参照ください。

大阪府障がい者雇用促進センターホームページ

URL : <http://www.pref.osaka.jp/koyotaisaku/sokushin-c/index.html>

9 その他

補助額が予算額を上回る見込みとなった場合については、補助できないことがあります。本補助事業を希望する場合、物品購入等の契約手続は内示後に行ってください。内示前に着手された場合、内示を取り消すことがありますのでご注意ください。

10 提出先

大阪府健康医療部健康推進室

健康づくり課 生活習慣病・がん対策グループ 中川

〒540-8570

大阪市中央区大手前2-1-22

電話 06-6944-6791

FAX 06-6944-7262

メールアドレス [kenkodukuri-g02@sbox.pref.osaka.lg.jp](mailto:kenkodukuri-g02@sbox.pref.osaka.lg.jp)